

# 介護保険サービス利用料負担軽減・助成制度

現在軽減・助成を受けている方の認定期間は6月30日(休)までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。  
【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

## 世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減



世帯全員が住民税非課税の場合、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階(下表1)により軽減します(下表2)。  
※「世帯全員の住民税非課税」は、平成22年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年の所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分
第1段階	生活保護を受けている方等
	住民税 高齢福祉年金を受給している方
第2段階	非課税 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

施設の区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費(滞在費)	ユニット型個室 【軽減前】1,970円 【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円
	ユニット型準個室 【軽減前】1,640円 【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
	従来型個室 【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円 第2段階の方…①は420円・②③は490円 第3段階の方…①は820円・②③は1,310円
	多床室(相部屋) 【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2・第3段階の方…軽減なし
食費	【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円

## 介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ 介護保険サービス利用料の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減しています。

### ●対象のサービス

- ①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※社会福祉法人等のサービスは①～⑨⑭⑮⑲⑳㉑が対象

この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。  
【対象】次のすべてに該当する方(被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)

- ▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない

※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。

※2 基準貯蓄額…世帯員1人の場合350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含む。

【軽減の対象となる費用】サービス(①～⑳)の利用者負担額、居住費(滞在費)・食費【減額割合】それぞれの自己負担額の25%(利用者負担段階(左表1参照)が第1段階の方は50%)

## 世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険通所サービス利用時の食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス)利用時の食費を、1食につき200円助成します。

区にこの助成制度の実施を届け出た区内の事業所が提供するサービスが対象です。詳しくは、お問い合わせください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、平成22年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年の所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、助成の対象になります。

**18歳から参加できるようにしました  
介護支援ボランティア・ポイント事業**

ボランティア活動をを通して地域で生き生きと暮らせるように応援し、高齢者への地域での支え合い活動を進めます。

活動に応じてポイントが取得でき、貯めたポイントは翌年換金か寄付ができます(年間合計50ポイント、5千円を上限)。

●対象になる活動

- 区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話)
- 区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話)
- 区内高齢者施設でのボランティア活動(配膳・話)

**福祉**

**区立障害者福祉センターの講座**

【日時・内容】▼①陶芸：月曜日午後1時15分～3時15分(初回7月4日・全10回)、▼②きめこみパッチワーク：火曜日午前10時～12時(初回7月5日・全10回)、▼③パソコン・エクセル初級：水曜日午前10時～11時30分または木曜日午後1時30分～3時(初回7月6日または7日・全5回)、▼④パソコンで水彩画：水曜日午前10時～11時30分または木曜日午後1時30分～3時(初回8月24日または25日・全8回)

【対象】区内在住で障害のある方、①③④は各10名・②は5名(定員に余裕がある場合は家族の参加も可)

【費用】1回100円(減免制度あり。材料費等は各自負担)

【会場・申込み】電話かフ

アクセス(記載例(2面参照)のほか障害名を記入)または直接、6月20日(月)までに同センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3222・☎(3232)3344へ。☎(3232)3344へ。

**脳はつうじ教室**

●楽しく脳を刺激し 認知症を予防

【日時・会場】7月～9月、▼北新宿第二ことうき館(北新宿3-20-2)：水曜日、▼早稲田南町地域交流館(早稲田南町50)：火曜日、いずれも午後2時～3時30分、全12回

【対象】区内在住の65歳以上で、物忘れが気になるなど認知症予防に取り組みたい方(既に医療機関で認知症の治療を受けている方や介護保険の「要介護」「要支援」認定を受けている方を除く)、各20名

【内容】脳のトレーニングゲームや日常的に取り組める運動など、脳を活性化させるプログラム

【費用】1回100円

**★講習会にご参加を**

【日時・会場】▼6月11日(土)午前10時～11時30分：区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

▼21日(火)午後2時～3時30分：新宿区やき園(百人町4-5-1)

【対象】区内でのボランティア活動が可能な18歳以上の方、各日35名

【内容】ボランティア活動の流れほか

【申込み】電話で同協議会 ☎(5273)9191へ。先着順。

**骨盤底筋向上教室(尿漏れ予防教室)**

●外出のとき トイレが気になる方へ

【日時】7月～9月の木曜日午後2時～3時30分、全8回

【会場】介護老人保健施設マイウェイ四谷(大京町1)

【対象】区内在住で65歳以上の女性、12名程度(介護保険の「要介護」「要支援」認定を受けていない方)

【内容】骨盤底筋や腹部・下肢の筋力を鍛えて、くしゃみやせき、重いものを持ち上げたときなどの軽い尿漏れを改善

【費用】1回100円

【申込み】電話で6月15日(水)までに高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4305へ。先着順。

【申込み】電話で6月15日(水)までに高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4305へ。先着順。